

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社（以下「会社」という。）に電気技術者として雇用され、B所在の会社C工場において勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、D病院において、半日人間ドックを受診した。

請求人によれば、当該人間ドックにおける採血時、針先が神経に触れ、直後から右手全体の麻痺等が出現したという。請求人は、同日、D病院に受診し「右正中神経損傷」との診断により、鎮痛剤の処方を受け、平成〇年〇月〇日付けで会社E工場へ転勤してからは、F病院に受診し、本格的な右手の治療を受け、その後G病院に転医し、加療を継続したという。

請求人は、上記人間ドックでの受傷は業務上の事由によるものであるとして、平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日、監督署長に「右上肢複合性局所疼痛症候群」（以下「本件傷病」という。）の傷病名による療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び請求代理人（以下「請求人ら」という。）は、業務の一環として受診した健康診断により被災したものと考えている旨述べるとともに、請求人が本件傷病を受傷したのは、平成〇年〇月〇日、会社の指示により受診した人間ドックにおける採血時の事故（以下「本件事故」という。）が原因であり、当該人間ドックは労働安全衛生法令により会社に義務付けられている定期健康診断そのものであり、請求人は会社の健康管理規程に基づく会社の指示により当該人間ドックを受診し、本件事故により被災したものであるから、本件傷病の受傷には業務遂行性及び業務起因性が認められる旨主張している。

(2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第66条及び安衛則第44条によると、事業者は常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、同条所定の検査項目について医師による健康診断を行わなければならないものとされている。

一方で、安衛法第66条第5項には、「労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。」と規定されている。

すなわち、安衛法が定める健康診断の受診は労働者の義務であるが、労働者は事業者が実施する健康診断ではなく、自己の希望により別の健康診断を受診することも可能であり、その検査項目が同法の定める検査項目を満たす限り、労働者が提出したその結果を事業者が実施する健康診断の結果として扱うことが認められているものである。

(3) ところで、人間ドックの検査項目は、安衛法及び安衛則が定める検査項目よりも多く、検査方法も充実していることが一般的である。そのため、多くの企業が安衛法の健康診断の検査項目を包括する人間ドックの受診を福利厚生として労働者の選択制により採用し、適法にその受診結果を活用しているものと考えられる。

(4) 請求人は、受診した人間ドックについて、①健康診断については、一般的な巡回健診か人間ドックを年1回受診するように会社から指示されていること、②人間ドックの費用は健康保険組合から補助があること、③人間ドックの受診日は自分の希望により決められ、会社の労務担当者からの異議等は全くないこと、④人間ドックを受診する際は慣例に従って有給休暇を取得していることなどを述べている。

これらの請求人の申述からすると、会社は、安衛法及び安衛則に基づく健康診断も実施するが、当該健康診断に替えて人間ドックを受診することも認めており、そのいずれを選択するかは労働者の自由意思に任せているものと判断される。したがって、請求人が受診した人間ドックは、会社が企画し健康保険組合から費用の援助があったとしても、それは福利厚生として行われたものにとすぎず、会社の業務命令や業務指示に基づき受診することを義務付けられた健康診断とは異なり、請求人が任意で受診した健康診断であるというべきである。

(5) 以上からすると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人が受診した人間ドックは、会社において受診に関する特段の取扱規程や労使協定が存在せず、請求人が有給休暇を取得して受診していることからみても、事業主の支配下において実施されたものではないから、本件事故は業務中の災害とは言えず、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

なお、請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。